

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長 平岡 清司

市町村名 (市町村コード)	五條市 (29207)
地域名 (地域内農業集落名)	阪合部地区 (上野町集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手不足、農業者の高齢化等が進行している。
- ・1筆当たりの面積が小さい農用地が多く、農業収入で生計を立てづらいこともあり、後継者の成り手が見つからない。
- ・農業用機械の高騰により機械の更新ができなくなりつつあり、個人農家としての耕作に限界を迎えている。
- ・農薬等の高騰もあり、作物の生産と必要経費の採算が合わなくなっている。
- ・同種の農作物を生産している農家の減少により相談できる相手がいない。
- ・相谷町側の山手から餌を求めて猪等が降りてきており、獣害対策の必要性が急速に高まりつつある。
- ・過去に国道を整備した際、水源との繋がりが断たれた農用地があり、耕作条件が厳しいことにより農業者に相当な負担を強いる区域が含まれている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業用機械の更新等に補助金の活用等を検討しつつ、農用地を集積した企業的農業の実施が必要である。
- ・地域の主要作物である米等の品質向上等による価格向上を目指し、農業収益を安定化させることで若手農家、農業法人等の誘致を図る。
- ・1筆当たりの農用地面積を拡大し、作業効率を向上させるため、地域の合意を図り、圃場整備事業の実施を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業を担う者が耕作する農地を中心に保全管理する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農業を担う者に集積する。 ・集積、集約化に当たっては無理な面積拡大とならないよう、受け手の負担軽減に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積に当たっては、農地中間管理機構を活用する方法を基本とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業の実施により、1筆当たりの農用地面積の拡大、農作業効率の向上を図るため、地域の合意形成を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業等による農作業効率の向上、農産物の品質向上を目指すことで若手農家や農業法人等が参入しやすい環境を整備する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・特になし